

## 第12期 第1回 特定非営利法人栄養改善学会関東・甲信越支部会 幹事会 議事要旨

日 時 平成27年2月28日(土) 12:00~13:00

場 所 (独)国立健康・栄養研究所

出席者 武見支部長、石見、笠原、川島、鈴木幹事、および、笠岡(坪山)、山田両監事  
オブザーバー 廣田、斎藤、以上、出席者9名

欠席者 池本、石田、岡、亀井、田中、冨田、(敬称略) 以上、出席者9名

- 議 題
1. 第12期(平成26年度) 事業報告(中間報告)について
  2. 第12期(平成26年度) 会計報告(中間報告)について
  3. 幹事の増員について
  4. 支部会の運営方針について
  5. 第13期(平成27年度) 事業計画について
    - 1) 第3回 支部学術総会
    - 2) 支部主催 市民公開講座
  6. その他

資料1 第12期(平成26年度) 事業報告(中間報告)

資料2 第12期(平成26年度) 会計報告(中間報告)

- 議事
1. 第12期(平成26年度) 事業報告(中間報告)について  
支部長より、資料1に基づき、中間報告が行われた。今期の事業は幹事会終了後に行われる第二回学術総会である旨の説明があり、審議の結果、承認された。
  2. 第12期(平成26年度) 会計報告(中間報告)について  
支部長より、資料2に基づき、予定金額での支部会会計中間報告が行われ、意見交換の後、今回は中間報告であることから、本部への報告時期に最終的な報告を作成し、メール幹事会に諮ることで承認された。  
(追記: 幹事会后に、鈴木和春幹事より本部に追加活動費の入金状況を確認したところ、すでに活動費と一括で入金されているとのことであった。)
  3. 幹事の増員について  
幹事を選出する件で、支部長より増員の提案があった。1都9県よりできる限り各1名以上の幹事を選出する方針をふまえ、長野県より廣田直子氏(松本大学大学院)、新潟県より斎藤トシ子氏(新潟医療福祉大学)の2名の幹事候補の提案があり、審議の結果承認された。これにより、幹事が選出されていない県は、栃木県と山梨県の2県となった。
  4. 支部会の運営方針について  
支部会の運営方針について、前年の幹事会で委員会体制による運営が承認されたが、支部長からそれについて、変更の提案があった。幹事会自体が小規模であり、運営に委員会体制の必要性が少ないこと、また学術総会はその都度、学術総会長を中心に幹事会で運営すれば支障がないので、委員会体制は敷かないとの変更提案がされ、審議の結果、承認された。
  5. 第13期(平成27年度) 事業計画について
    - 1) 第3回 支部学術総会  
第13期第3回学術総会について、川島由紀子監事(聖マリアンナ医科大学病院)に臨床栄養の実践現場の立場から、ということで学術総会長を依頼し、審議の結果、承認された。開催時期はこれまでと同様に2月となった。

## 2) 支部主催 市民公開講座

支部主催の市民公開講座について、活動方針についての意見交換がなされた。

### 【意見】

- ・ どのような市民を対象とするかが難しい。
- ・ 学術総会と同時開催でも可能。
- ・ 市民へ参加のアピールのインフォメーション方法の検討が必要。地域と共同とし、開催する必要がある。
- ・ 地方は参加人数の確保が困難ではないか。
- ・ 地方の公益的なサービスが大切である。学術総会との同時開催は困難ではないか。
- ・ 学会の特色として、日本栄養士会或いは都道府県栄養士等との共同開催ではどうか。
- ・ 首都圏は公開講座のようなものが多く、必要があるかどうか疑問。
- ・ 首都圏以外の地方開催で、都道府県栄養士会等と協力しながら行ってはどうか。
- ・ 講師招聘のための講師料、交通費等は、本支部会で負担できるのではないか。
- ・ 12期の実施は困難なので、13期（H27夏以降）からの開催とする方向で検討してはどうか。

以上の意見を踏まえ、学術総会とは別途実施すること、首都圏以外の地方で行うこと、13期中に長野県か新潟県で県栄養士会との連携による実施が可能かの調整を進めることが承認された。

## 6. その他

1) 学術総会次第の説明があった。また、学術総会の発表者から、感想を求め、HPに掲載することとなった。

2) 支部会総会の議長は、十文字女子大学の長澤伸江先生にお願いすることとなった。

3) 学術総会での発表について、以下の点を、支部会として検討したが、学会として一定の基準が必要であると考えため、幹事会から本部に確認することとなった。

・ プレス発表の取扱は、本学術総会ではなくなったが、本部学会では、概要発表は許可申請不要で、アブストラクト発表は転載許可が必要ということの確認があり、今後検討することとなった。

・ 発表者の学会員資格（本部学会では、発表者は学会員に限る）は、学生に限っては、その指導者が学会員であれば良いこととする。他支部所属者が発表者であることは、今後は、受け入れ不可とし、学術総会の参加アナウンスの際にその旨を記載することとなった。

4) 学術総会を単位の認定とすることについて

本学術総会では、二つの単位が認定されている。支部会の公印が必要な単位の申請もあったが、今回は時間の関係で、その申請は行わなかった。これに関連して、公印は事務局で管理していることが確認された。

記録：駒場 文責：武見